

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）</p> <p>Ⅱ 輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書下段の記載要領> 「貨物の個数・記号・番号」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の（ ）内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。 郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。 「添付書類」欄のうち、「輸入承認又は契約許可番号」欄には、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物に係る輸入貿易管理令に基づく輸入承認証の番号若しくは輸入に関する確認書の番号（及び該当する輸入公表番号）又は輸出貿易管理令に基づく輸出承認証若しくは加工又は修善に関する契約書の番号を記載し、当該承認証等の番号の下位に当該承認証等に係る貨物の決済価格を記載する。 なお、石油石炭税法第 15 条第 1 項の規定により、国税庁長官の承認を受けた者が原油等を輸入申告する場合には、当該承認番号を記載する。 「仕入書」、「仕入書に代わる書類」、「原産地証明書」の各欄には、添付された書類に応じ、右の枠内（(有)の欄）に×印を記入し、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱」の欄には、添付された書類に応じ取扱項目を（ ）で囲み、右の枠内（(有)の欄）に印を記入する 「輸入貿易管理令別表 1・2 第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表 1・2」のうち、該当しない数字をまつ梢の上、「第 号」に該当する号数を記載する。 また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びその CIF 価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）。 「関税法第 70 条関係許可・承認等」欄には、関税法第 70 条関係の許可書、承認書等が添付されているときは、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を</p>	<p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）</p> <p>Ⅱ 輸入（納税）申告書の記載要領</p> <p><申告書下段の記載要領> 「貨物の個数・記号・番号」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の（ ）内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。 郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。 「添付書類」欄のうち、「輸入承認又は契約許可番号」欄には、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物に係る輸入貿易管理令に基づく輸入承認証の番号若しくは輸入に関する確認書の番号（及び該当する輸入公表番号）又は輸出貿易管理令に基づく輸出承認証若しくは加工又は修善に関する契約書の番号を記載し、当該承認証等の番号の下位に当該承認証等に係る貨物の決済価格を記載する。 なお、石油石炭税法第 15 条第 1 項の規定により、国税庁長官の承認を受けた者が原油等を輸入申告する場合には、当該承認番号を記載する。 「仕入書」、「仕入書に代る他の書類」、「原産地証明書」の各欄には、添付された書類に応じ、右の枠内（(有)の欄）に×印を記入し、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱」の欄には、添付された書類に応じ取扱項目を（ ）で囲み、右の枠内（(有)の欄）に印を記入する 「輸入貿易管理令別表 1・2 第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表 1・2」のうち、該当しない数字をまつ梢の上、「第 号」に該当する号数を記載する。 また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びその CIF 価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）。 「関税法第 70 条関係許可・承認等」欄には、関税法第 70 条関係の許可書、承認書等が添付されているときは、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>記入し、当該許可、承認等に係る法令名を（ ）で囲み、その他の法令については、法令名を（ ）内余白に記載する。 なお、税関において仕入書の添付等の申告を正当と認めたときには、記入声れた×印の右の枠内にレ印を記入する。 「評価申告」の欄には、次のように記入する。</p>		<p>記入し、当該許可、承認等に係る法令名を（ ）で囲み、その他の法令については、法令名を（ ）内余白に記載する。 なお、税関において仕入書の添付等の申告を正当と認めたときには、記入声れた×印の右の枠内にレ印を記入する。 「評価申告」の欄には、次のように記入する。</p>	
評価申告書提出の有無	輸入申告書の評価申告欄の記載	評価申告書提出の有無	輸入申告書の評価申告欄の記載
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<p>評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000-1-0001 の場合の記載例</p>		<p>評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000-1-0001 の場合の記載例</p>	
評価申告	(省略)	評価申告	(同左)
<p>「納期限の延長に係る事項」欄には、各税目ごとに納期限の延長に係る税額等を記載することとし、「関税」及び「消・地税」欄の「包」欄には、法第 9 条の 2 第 2 項の規定による関税の納期限の延長に係る税額等並びに消費税法第 51 条第 2 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額の合計額等を、「個」欄には、法第 9 条の 2 第 1 項、消費税法第 51 条第 1 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による関税、消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額等をそれぞれ記載する。また、「税」欄には、消費税以外の内国消費税に関する納期限の延長に係る税額等を記載する。 （注）「消・地税」・「個」欄の記入例</p>		<p>「納期限の延長に係る事項」欄には、各税目ごとに納期限の延長に係る税額等を記載することとし、「関税」及び「消・地税」欄の「包」欄には、法第 9 条の 2 第 2 項の規定による関税の納期限の延長に係る税額等並びに消費税法第 51 条第 2 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額の合計額等を、「個」欄には、法第 9 条の 2 第 1 項、消費税法第 51 条第 1 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による関税、消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額等をそれぞれ記載する。また、「税」欄には、消費税以外の内国消費税に関する納期限の延長に係る税額等を記載する。 （注）「消・地税」・「個」欄の記入例</p>	
納期限の延長に係る事項	延長しない税額	納期限の延長に係る事項	延長しない税額
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「延長しない税額」欄には、税目ごとに当該税目の税額合計額から納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>「※税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長承認等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。</p> <p>「※許可・承認印、許可、承認年月日」の欄には、輸入許可後の適宜の時期に当該許可の日付を記載する（ただし、原本用、統計用及び会計検査院送付用に限る。）。</p> <p>「枚、欄」欄には、申告書の枚数（つづきを使用していない場合は1枚と記載）及び使用した品名欄の数を記入する。</p> <p>「通関士記名押印」欄には、「通関士〇〇〇〇」の記名（ゴム印でもよい。）し、印鑑を押なつする。</p> <p>Ⅲ その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るものを除く。）の取扱い></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(注) 蔵入承認書又は総保入承認書が添付されているときは、蔵入承認又は総保入承認の際に確認した<u>仕入書等</u>の添付は要しない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p><関税法第7条の2の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入（引取）申告</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸入（引取）申告書の記載については、前記Ⅰ及びⅡに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-A）。</p> <p>なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 申告書下段のうち</p>	<p>「延長しない税額」欄には、税目ごとに当該税目の税額合計額から納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>「※税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長承認等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。</p> <p>「※許可・承認印、許可、承認年月日」の欄には、輸入許可後の適宜の時期に当該許可の日付を記載する（ただし、原本用、統計用及び会計検査院送付用に限る。）。</p> <p>「枚、欄」欄には、申告書の枚数（つづきを使用していない場合は1枚と記載）及び使用した品名欄の数を記入する。</p> <p>「通関士記名押印」欄には、「通関士〇〇〇〇」の記名（ゴム印でもよい。）し、印鑑を押なつする。</p> <p>Ⅲ その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るものを除く。）の取扱い></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(注) 蔵入承認書又は総保入承認書が添付されているときは、蔵入承認又は総保入承認の際に確認した<u>仕入書の書類</u>の添付は要しない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p><関税法第7条の2の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入（引取）申告</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入（引取）申告書の記載については、前記Ⅰ及びⅡに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-A）。</p> <p>なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 申告書下段のうち</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ 記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i 及び ii (省略)</p> <p>iii 「延長しない税額」欄 なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、<u>仕入書等</u>に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合に<u>あつては</u>契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第 59 条の 2 第 3 項に基づく価格を記載する。 また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄には、<u>貨物の個数及び保全担保番号のみ</u>を記載する。</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>i 及び ii (同左)</p> <p>iii 「延長しない税額」欄 なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、<u>仕入書その他の輸入取引に係る書類</u>に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合に<u>あつては</u>契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第 59 条の 2 第 3 項<u>《特例申告に係る申告すべき数量および価格》</u>に基づく価格を記載する。 また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄には、<u>貨物の個数及び保全担保番号のみ</u>を記載する。</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>